

始



日本銀行検査委員会報告書
内部監査ニ関スル調査研究
同會編



日本學術振興會學術部
工業改善研究第16特別委員會
調査研究報告
第Ⅱ輯

内部監査ニ關スル
調査研究

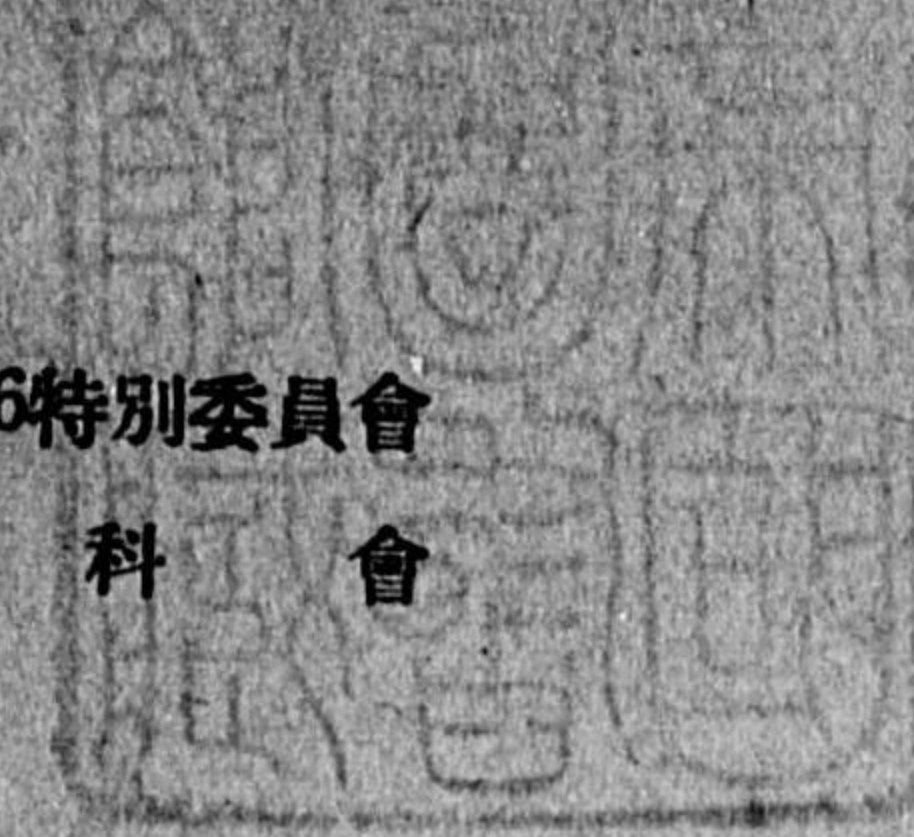
日本學術振興會學術部
工業改善研究第16特別委員會
委員 神馬新七郎

東京 斯文書院 發行

933
275

509.5
N773

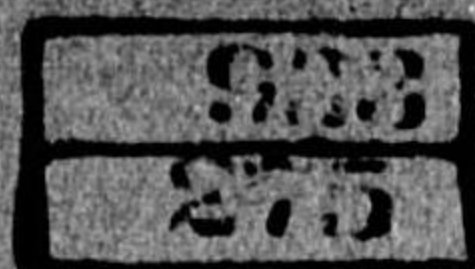
工業改善研究第16特別委員會
第 5 分 科 會



内部監査ニ關スル調査研究
報 告

日本學術振興會





933-275

序

日本學術振興會ハソノ第十六特別委員會ヲ設置シ我邦工業改善ヲ企圖シ多數斯界ノ權威ヲ蒐メ銳意研鑽中デアル。

本委員會ハ數個ノ分科會ニ分レ第一學校ニ於ケル技術教育ノ研究、第二會社ニ於ケル技術教育、第三生産ノ增強、第四研究ノ組織聯絡、第五監査・組織・經營等經濟學的研究、第六勞務問題ノ如クデアル。

本委員會ハ故波多野貞夫博士ヲ委員長トシソノ主宰ニ從ヒ、昭和十六年度ヨリ同先生ノ彼ノ有爲ナル積極的努力ニ依ツテ大イニ成スアラントセシガ、不幸昭和十七年一月先生遂ニ他界セラレ續イテ委員佐久間一郎氏委員長ヲ繼ガレタガ、故人ノ遺志トシ辱知不肖ハソノ跡ヲ襲ウベシトナツタ。事重責ニ屬シ大イ冒德ヲ恐レルルモ邦家非常ノ際亂リニ退嬰ヲ許サレズ今日ニ到レル次第デアル。

委員ハ故波多野先生ノ推挽ニヨル人々皆熱心ナル研究ノ發表及ビ檢討ガ行ハレテ居ルノデ、纏ルニ從ツテ既刊故先生ノ跡ニ續ケル事ニナツテ居ル。

都合ニヨリ第一第二分科ヲ統合シ技術教育ト一元化シ、第六勞務ノ分科ニ委員ノ地方轉出等多少ノ變移アルモ學術研究トシテハ忽諸ニサレテハ居ナイカラ、及ズバト雖可成故人ノ意圖ニ沿ハムト皆努メテ居ル次第デアル。

今般委員神馬新七郎氏研究報告トシ内部監査ニ關スル調査研究ヲ刊行サレル。

神馬委員ハ既ニ幾多ノ著作ニ據ツテ汎ク人ノ知レル處デアルガ、本論文ハ數名ノ協同委員ノ討議ヲ經テ居ルモノデアル。

近代工企業ハ漸ク大規模化シツ、アリ愈複雑ヲ來シ個人ノ反省程度ノ監査デハソノ内部ニ於テモ不十分タルハ自然ノ勢デアル。

本論旨ヲ玩味實地ニ應用スレバ工業改善及ビ進歩ニ資スル處尠カラズト信ゼラル。

元來近時大東亞戰以降工業組織ハ急激ナル變態過程ニアリ、主流ガ軍需系ニ向フト同時ニ統制ハ強化サルルニ對處シ、複雑ナル諸法規ノ合法性吟味等ハ本制度ト必須ナラシメント考ヘラル。

希クハ本資料ガ經營ニ對シ一指針ヲ與ヘ、我邦大工場ニソノ内部強化ヲ助クルヲ得バ前委員長故波多野博士ノ靈ヲ慰ムルモノアリト信ズル。

昭和十八年四月十日

工業改善研究第16特別委員會委員長

馬 場 彙 夫 識

内部監査ニ關スル調査研究

目 次

序	
第一節	内部監査ノ生成ト其ノ意義…………… 1
第二節	工企業ト監査…………… 4
第三節	工企業ノ内部監査機關…………… 6
第四節	内部監査制度實施ノ價值…………… 9
第五節	内部監査制度實施ノ效果…………… 12
第六節	内部監査制度下ニ於ケル監査人ノ資格要件…………… 16
第七節	内部監査ニ對スル批難ノ吟味…………… 19
第八節	内部監査制度上監査ノ據ルベキ基準…………… 21
第5分科會(財務、監査組織制度ニ關スル調査研究)構成……………	28

内部監査ニ關スル調査研究

委員 神馬新七郎

第一節 内部監査ノ生成ト其ノ意義

凡ソ工企業ニ於テ生産、事務、會計等ニ對スル監査ハ生産技術及經濟制度ノ進歩發達ニ伴ツテ、經營内部ノ複雑化スルニ及ンデ要求サルルニ至ツタモノデアリ。之ヲ生産技術的方面ニ於ケル事情ヲ觀ルニ、工場デハ製品ノ出來榮ニ就テ、其ノ始メニ計畫サレタ通りニ施工サレタカ否カヲ吟味スルタメ、既ニ早クカラ検査制度ヲ實施シテ、一定ノ検査規定ノ下ニ使用材料ノ吟味ヲ始メトシ、製造工程中ニ於ケル其ノ工程ノ検査、仕上リ製品ニ對シテハ最後ノ検査ガ行ハレ、機械類ノ製作品ニ對シテハ、例ヘバ、最初ノ材料検査及工程検査ニ於テ合格シテキテモ、目的トスル機械トシテ完全ノモノナルカ否カニ就テ、性能試験或ハ試運転等ヲ行ツテ其ノ適否ヲ検査シテキルコト並ニ之ガ現在モ繼續シテ行ハレテ居ルコトハ周知ラレテキル。而シテ此ノ検査ノ目的トスルコトハ材料検査、工程検査、或ハ最終検査等ニ依ツテ其ノ間ニ若干ノ相違ハアルガ、之ニ依ツテ期スルコトハ、技術的ニ正否ノ検討ヲ通ジテ其ノ向上ヲ圖ルト共ニ誤作ノ防止ト、不良品ノ排除トニアル。更ニ検査ノ結果ヲ積極的ニ活用スルコトニ依ツテ生産技術ノ背後ニ存スル生産設備及勞務等ノ適否ヲモ判斷シ、製造方法ノ改善ヲ促シ、以テ經營ノ經濟性ヲ伸張シ昂上セシメントスルモノデアリ。

次ニ、工企業ニテ事務的、會計的方面ニ於ケル内部監査制度ニ就テ觀ルニ、此ノ生成ハ極メテ最近ノコトニ屬スルモノノ如クデアリ。併シ我ガ銀行業ニ於テハ相當ニ古クカラ自行内ニ検査人席、又ハ検査部ナル分課分掌制度ニ依ル部門ヲ設ケテ、業務一般並ニ會計一般ニ關スル監査ヲ行ツテキタコトハ、コレ亦一般ニ知ラレテキル。之、銀行業ナルモノハ普通ノ營業ト異ツテ、半バ公的性質ヲ有スル機關デアルカラ、種々ナル意味ニ於テ監査制度ノ必要ガアリ其ノ發生ヲ見タモノ

デアル。然ルニ、工企業ノ内部過程ニ於ケル事務ノ運行並ニ會計ノ處理ガ完全ニ行ハレテ居ルヤニ就テノ吟味、即チ監査制度ノ實施ガ比較的遲レテキタノハ、工企業ノ目的ガ主トシテ生産ト云フコトニアツタカラ、生産サヘ旨ク行ハルレバ經營不振ノ如キコトハ考ヘラレズ、又、各係員ガ熱心ニ誠意ヲ以テ仕事ニ當ツテキザヘシテキレバ、其ノ監査ノ如キハ必ズシモ必要デナイト思惟サレテキタカラデアル。併シ近代ノ如ク、經營規模ノ擴大化ハ事務的、會計的ノ運行ヲシテ愈々複雑化セシメ、之ヲ合法的ニ處理セントスル立場カラ種々ノ社規社則ヲ制定シテ之ヲ實施シタガ、其ノ實施後ノ結果ニ就テ何等ノ査閱モ批判モシナカッタカラ、折角ノ社規社則ノ作成實施モ恰カモ佛ヲ造ツテ靈ヲ入レザルモノト等シクナツテキタノデアル。ソコデ、心アル經營者ハ社規社則ヲ繞ツテ其ノ實施後ノ成果ノ如何ト經營ノ實情ニ則シテ、合法的デアルカ否カラ確メル目的ヲ以テ、茲ニ監査ニ類似スル制度ヲ設ケ、係員ヲ配シテ調査セシメタノデアツテ、内部監査制度生成ノ動機ト見ルベキデアル。

又、經營規模ノ擴大化ハ經營活動遂行ノタメ、經營活動ノ部門化ト組織化ガ行ハレ、之ニ配スルニ多數ノ従業員ヲ以テスルニ至ツタノデアアルガ、之等従業員ハ必ズシモ善良ナ人々ノミバカリデナク、中ニハ或ハ詐偽不正ノ行爲ヲナス者モナキニ非ラズデアツテ、之等ノ不正行爲ヲ摘發シ防止スルコトモ亦必要トスルニ至ツテ、之ガ對策トシテ諸帳簿ヲ始メトシ現金、材料、工賃計算、消耗品、運賃等ニ就テ、不正ヲ防止スルタメ又ハ之ヲ摘發スルタメニ検査部ヲ設ケ、其ノ検査ニ當ラシムルニ至ツタノデ、之亦、内部監査制度生成ノ動機トシテ見ラレル。

而シテ又、經營ノ大規模化ハ新タナル經營形態ヲ生ジ、經營ガ外延的ニモ内包的ニモ發展シ、生産上ニ有利ナラシムルタメニ、幾多分系ノ經營體ヲ形成シ、或ハ經濟諸情勢カラ他經營ヘノ投資等ヲモナスニ至ツタカラ、財的關係ハ愈々複雑化ヲ來シ、單純ナル方法ニ依ツテハ經營全體ノ見通シヲモ困難ナラシムルコトトナツタノデアアル。ソコデ經營ノ財的活動關係ヲ瞭然タラシムルタメニ、之ヲ專門的ニ調査スル機關ヲ設クルニ至ツタノデ、之亦内部監査制度生成ノ一動機トシテ見ルコトガ出來ル。

次ニ又、同種企業ノ續出ニ伴レテ同業者間ノ競争ヲ激甚ナラシムルニ至ツタノデ、自己經營内ノ諸經費ヲ嚴密ニ調査シテ濫費ヲ摘出除去シ、以テ適正ナル生産價格ノ算出ニ依ツテ市場競争ニ臨ムノガ、自己經營ヲ生カシ有利ニ導ク唯一ノ良法ナルコトガ認識セラレ、計算資料ノ正確、適法性ノ有無等ヲ検査スル機關ヲ必要トシ、生産原費ヲ調査スル一種ノ機關ヲ置イタノデアアルガ、此ノ機關モ亦今日ノ内部監査制度ノ生成ニ對シテ重要ナル基礎ヲ打ち立テタルコトハ否定デキヌ事實デアアル。

更ニ又、税法上ノ調査及検査、會社統制令ニ依ル經理検査、或ハ軍需品工場事業場検査令ニ依ル法定監査ノ促進ヲ見ルニ至ツタカラ、從來ノ内部監査ハ之等ノ目的ニ對處スルタメ、即チ法定監査ノ事前ニ於テ、自己經營下ニ於ケル財ノ運営或ハ計算等ニ就テ、其ノ正確性ガ夫々ノ法規ニ適法スルカ否カ、或ハ經營ノ實情ニ則シテ合法的デアルカ否カラ確カメテ置ク必要カラシテ、從來ニ比シテ内部監査制度ノ重要性ガ一般ニ認メラルルニ至ツタノデアアル。

要之、我が國工企業ニ於ケル内部監査制度ハ、以上ノ如ク社規社則ノ實施後ノ成績批判ト、經營ノ實情ニ則シテ合法性デアルカ否カノ吟味ト、經營目的ノタメ不正行爲ノ摘發其ノ防止ト、經營ノ財的側面ニ於ケル堅實性ノ吟味ト、經營計算ノ正確性特ニ經營活動ノ基礎タル生産原費ノ吟味ト、企業内部ニ對スル各種ノ法的監査ノ促進ニ依ル監査義務ノ明確化具體化ニ依リテ、其ノ事前ニ於テ自己監査ノ重且ツ大ナル責務ナルコトガ認識セラレタコト等ニ基イテ生成發展スルニ至ツタノデアアル。

而シテ、内部監査制度下ニ於ケル監査モ、外部計理士若クハ會計士ニ依ル監査ト同シク、從來監査目的トナツテキタノハ主トシテ不正誤謬ノ摘發、其ノ防止並ニ正否ノ批判デアツタ。此ノ種ノ監査ハ現在モ變ルトコロナク又必要デアアルガ、併シ現在ニ於テハ企業内部ノ凡ユル問題ニ就テ主トシテ經營ノ經濟性ノ昂揚ト云フ立場ニ於テ吟味ト批判トガ行ハレルニ至ツタガ故、從來ノ如ク單ニ會計帳簿ノミヲ繞ツテ行フトコロノ所謂會計監査トハ、質的ニ量的ニ可ナリ變化シテ來タノデアツテ、曩ニ一言シタ生産ノ方面ノ検査制度ヲ含メ、工企業ニ於ケル廣義ノ内

部監査制度へと擴大スルニ至ツタノデアル。

夫レ故ニ、現今ノ内部監査制度ハ從來ノ如ク單ニ經理上ノ監査バカリデナク、企業全般ニ亘リテ社規社則ニ依ル實施ノ適否ノ監査等ヲ始メトシ、生産技術ノ監査ニ至ル迄、經營ニ影響スルコトアル一切ノ事項ニ就テ行ハルルヲ普通トスルノデアル。而シテ此ノ監査ガ、外部監査人(検査人)又ハ監査官等ニ依ツテ行ハルルノニ對シ、企業内部ノ職制ニテ定メラレタ監査人(検査人)ニ依ツテ對内的ニ行ハレルモノデアルカラ、此ノ監査ヲ内部監査ト稱スルノデアル。

從來、一般ニ監査ノ意義ニ關シテハ極メテ狹義ニ解釋サレテ居ツテ、單ニ監査ニ依リテ會計帳簿、決算書類、證憑書類等ノ正否ヲ検討スルノデアルト見ラレテキタ。監査概念ハ會計書類ノ吟味ト云フ域内ノミニ限定シテキタノデアツタガ、併シ斯クノ如ク監査ヲ會計ト云フ枠内ノモノニ極限スルコトハ、監査ヲ徒ニ複雑ナラシムル點カラ見レバ、一應ノ論據ヲ持ツモノデアルガ、使用材料ノ適否ノ監査トカ、生産技術ノ適否ノ監査トカ、或ハ社規社則ノ如キ經營統制ニ關スル規定ガ遵守實行セラレテキルカ否カ等ノ如ク、之等ノ検討ヲ通ジテ行フ所謂經營監査ノ如キモノハ、監査領域カラ離レルコトナリテ、別ニ之ヲ行ハネバナラナイノデアルカラ、實際上不利不便ヲ來シ、職制ヲモ別ニ設ケネバナラナイノデ、實行上徒ニ煩雜トナル虞レガアルデアラウト思フ。ソコデ、吾々ハ内部監査ノ意義ヲ廣義ニ觀テ、經營ノ經濟性ノ昂揚ト云フ立場ニ於テ企業内部ノ凡ユル問題ヲ吟味シ批判スルモノナリト解スルモノデアル。

第二節 工 企 業 ト 監 査

工企業内ニ於ケル職制上普通ニ認メラレテキル監査ハ、所謂内部監査制度ニ依ル監査デアツテ、其ノ生成ノ動機並ニ内容ノ概要ニ就テハ、前節ニ述ベタトコロデアツテ、之ヲ監査ノ目的範圍ヨリ分ツトキハ、生産技術ノ側面ニ行フ監査ト事務的、會計的ノ側面ニ行フ監査トナリ、而シテ之ガ機關トシテハ、前者ニ對シ検査部ガアリ、後者ニ對シ監査部ガアリテ、各々其ノ目的トスル監査ニ當ラレテ

キル。

併シナガラ、現今工企業ニ於ケル監査機關トシテハ種々アルガ、法律規定ノ有無ヨリ觀ルトキハ任意監査ト法定監査トニ分カタレ、前者ニ屬スルモノハ上述ノ内部監査制度ニ依ル監査、或ハ計理士ニ依ル監査等ノ如キデアリ、後者ニ屬スルモノハ商法上ノ監査役ニ依ル監査、或ハ民法上ノ監事ニ依ル監査等ノ如キデアル。ソコデ、工企業ニ對スル監査ハ種々ノ機關ニ依ツテ行ハレテキルノデ、之等ノ監査ノ種類ヲ理解シテ置クコトハ、内部監査ヲナス上ニモ便利デアルト思フカラ、次ニ主タル監査ノ名稱デケテ掲ゲテ置ク。

1. 會社ノ内部ニ於テ監査機能ヲ行フコトヲ其ノ任務トスル監査役ニ依ル監査。
2. 國家(監督官廳)ガ其ノ監督ヲ受クル企業ニ對シテ行フ監査、例ハバ軍需品工場事業場検査令(昭和十四年十月十六日勅令第七百七號)ニ基イテ軍需品工場事業場ニ對シテ行フ監査。
會社經理統制令(昭和十五年十月十六日勅令第六百八十號)ニ基イテ會社ニ對シテ行フ經理検査等ノ如キデアル。
3. 稅務署ガ納稅義務者ノ申告ニ對シテ課稅上ノ適正ヲ期スルタメニ、會社ノ諸帳簿等ニ就テ行フ監査。
4. 企業ガ職制トシテ内部ニ監査制度ヲ實施シ、監査機關ニ依ツテ行フ監査。
5. 計理士ガ經營者ノ委嘱ヲ受ケテ行フ監査。
6. 企業ガ社債ノ募集又ハ借入金ヲナスニ當リ工場財團ヲ設定セントスル場合ニ、工場財團ヲ組成スル各物件ニ就キ債權ヲ設定セントスル者ノ行フ監査。
7. 企業ノ性質ニ依リテ監督官廳若クハ組合ニ依リ行フ監査。例ハ造船工場ニテ生産シタル生産物(船舶)ニ對シテ、遞信省及ビ海事協會或ハロイド協會等ノ行フ技術的監査等ノ如キモノノ如キデアル。
8. 工企業ガ實費契約法ニ依ツテ物品ノ製造契約ヲナスニ當ツテ、受檢義務ヲ負擔スル場合ニ於テ物品ノ發註者タル相手側ノ行フ監査。
等ノ如キハ其ノ主ナルモノデアル。而シテ、上述ノ各場合ノ監査ハ、監査サレル

モノノ如何ニ依ツテ生産技術的の監査ト經濟的の監査トニ大別セラレ、企業ノ職制上ニ於テハ生産技術的の監査ハ検査ト稱シ、經濟的の監査ノミヲ監査ト稱シテ居ルノガ普通デアル。(併シ此ノ區別ハ絶對的ノモノデナク、技術的の方面ニ對シテモ監査ト稱シテキル所モアル。)又會社ニ依リテハ監督ト稱シテキル所モアル。ソコデ監査ト云ヒ検査ト云ヒ監督ト云ヒ、其ノ字句及内容ニ就テ之レヲ學問的ニ檢討スレバ、夫々、妥當シタ定義ヲ見出し得ルデアラウガ、今茲デハ之レニ就テハ觸レナイコトニスル。

以上ハ、工企業ガ如何ナル種類ノ監査ヲ受ケ、又ハ監査制度ガ施行サレテキルカラ概觀シタノデアル。而シテ内部監査ハ經營執行者ガ監査ニ對スル關心ヲ持チ、之ヲ經營ノ職制ニ認メ其ノ任務ニ當ラシメテキルモノデアルカラ、監査役ノ如ク法の根據ヲ持ツモノデナイガ、併シ各種ノ監査制度ヲ觀ルニ經濟諸情勢ノ變化カラ、特ニ國家統制經濟ノ強化ニ伴ツテ、私的企業ニ對スル管理監督ノ要求ヲ充スタメ等カラシテ、監査ノ種類モ亦多々益々増加スル可能性ガアル。

第三節 工企業ノ内部監査機關

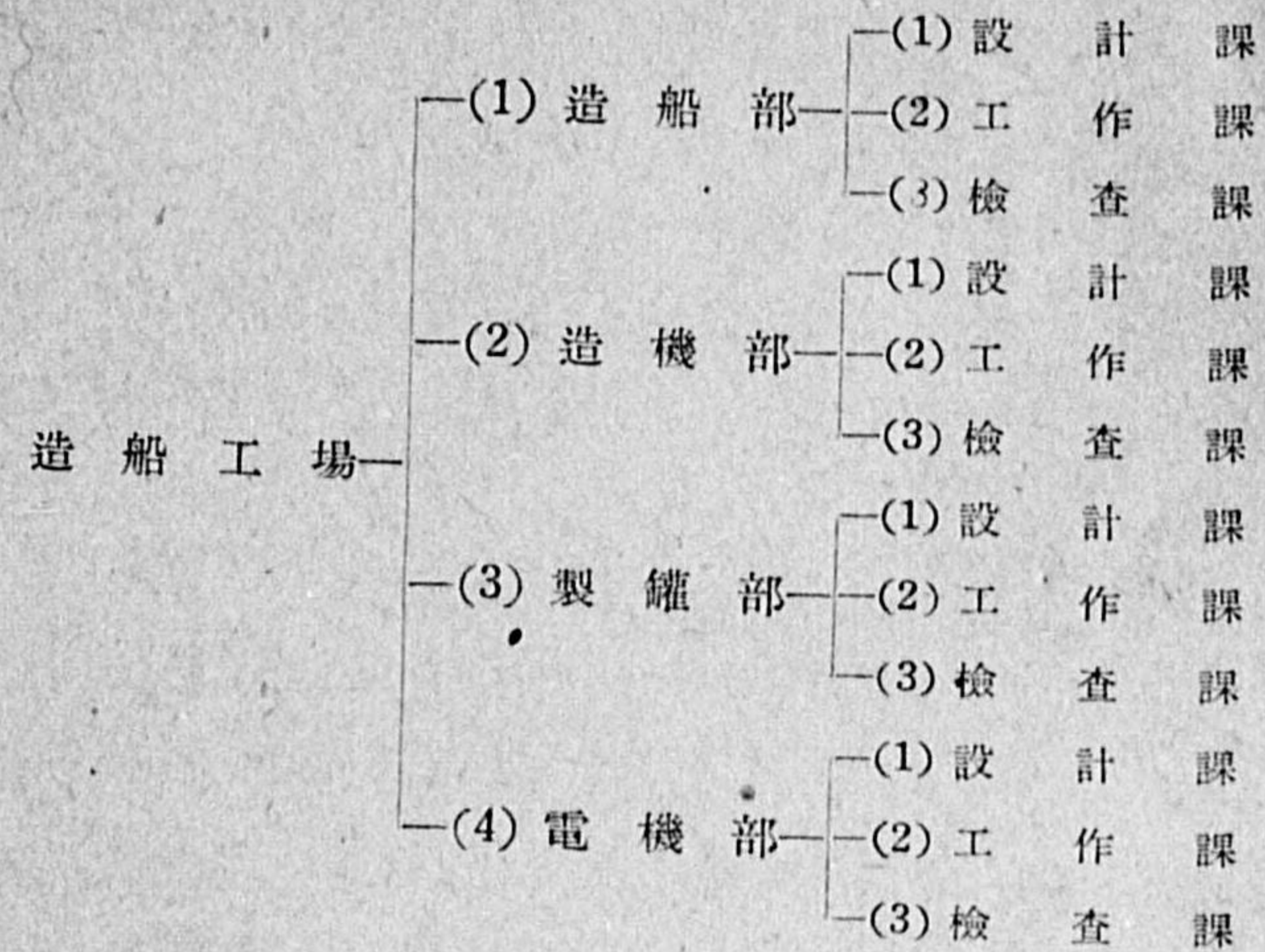
工企業ニ於ケル内部監査制度トシテ生産技術的の監査ト事務的、會計的の監査トノアルコトハ既述セルトコロデアル。而シテ、今之ヲ分課分掌制度トシテ觀ルトキハ、前者ヲ検査部或ハ検査課トシ、後者ヲ監査部或ハ監査課トシテ、仕事ヲ分掌セシメテキル。

蓋シ、検査ト云ヒ監査ト云フ仕事ハ、自ラ第一線ニ立チテナスモノデナク、專ラ他部門ノ係員ニ依ツテナサレタル仕事ヲ一定ノ基準ノ下ニ之ヲ吟味シ、正否ヲ判斷シ、其ノ批判セネバナラヌカラ、監査機關ニ對スル十分ナル認識ヲ持チ、此ノ機構ヲ適切ニ整備シナケレバ十分ナル效果ヲ擧グルコトヲ得ナイノデアル。ソコデ、内部監査制度ヲ實施セントスルニ當ツテ經營自身ニ於テモ、經營組織ノ構成上、自身ノ監査ノ容易化ト合理的の遂行トニ對スル要求ヲ常ニ考慮ニ入レナケレバナラヌ。經營組織ノ一部門トシテ監査部門ヲ如何ニ構成スルニ適當トスルカニ

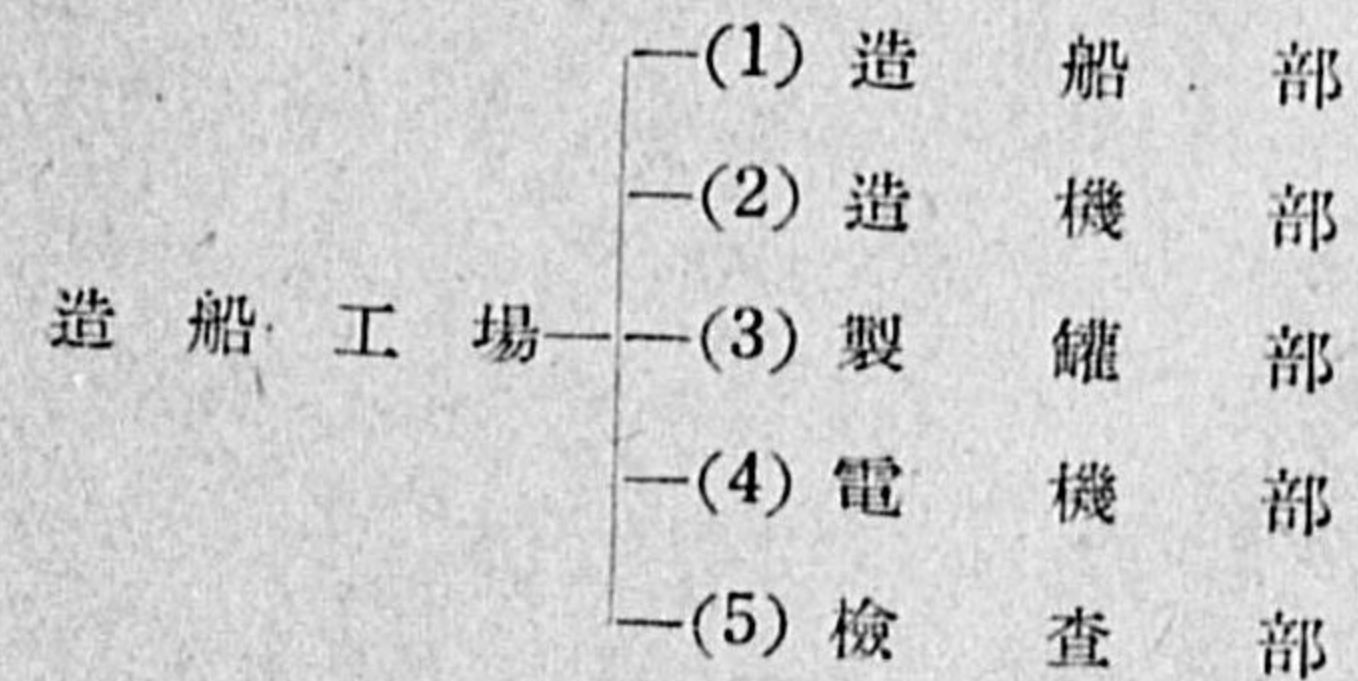
就テハ、經營組織ノ關聯ニ於テノミ適切ニ決定シ得ベキデアル。監査機關ヲ集中的ニ設置スベキカ分散的ニ設置スベキカノ問題ハ、十分ニ考慮セラルベキコトデアル。

今、實際上、監査機關ヲ觀ルニ、生産技術部門ニ屬スル検査部ノ如キハ、多數ノ生産部門ヲ有スル經營下ニ於テハ、中央部ニ集中的ニ行ハレテキル場合モアルガ、又各部門ニ分散的ニ行ハシメテキル場合モアル。今、此ノ場合ヲ造船工場ヲ以テ例セバ次ノ如クデアル。

其ノ一 (分散的ノ場合)



其ノ二 (集中的ノ場合)



即チ工場組織トシテ前者ハ検査部門ヲ各生産部門ニ分散配置セシメテキル場合デアリ、後者ハ検査部門ヲ獨立セシメ、各生産部門ト對立ノ關係ニ立タシメテキ

ル場合である。斯ル組織ハ敢テ造船工場ニ於テノミナラズ、多角經營ヲナス工場、又ハ一工場内ニ數部門ヲ有スル場合ハ總テ此ノ何レカニ依ラレテキル。而シテ、此ノ場合ニ何レノ組織ガ經營的ニ合理ナルカ、又監査ヲ容易ナラシムルカニ就テハ、今俄カニ判斷シ得ヌコトデアツテ、企業ノ種類、規模ノ大小、或ハ經營執行者ノ意志等ニ依ツテ異ナルガ如クである。結局、検査部門ヲ生産部ニ分屬セシメタ場合モ、他ノ生産部ト對立的ニ立タシメタ場合モ、検査部門ノ有スル機能ヲ十分ニ發揮サスニハ次ノ事項ガ考慮サレネバナラス。

(1) 元來、検査部門ノ職能ハ獨自の検査トシテ生産的ノ全般ニ亙ツテ検査ヲ行フモノデ、各生産部長ハ勿論、其ノ所屬員ノ作業方法ニ迄立入りテ検査スルニ非ラザレバ、其ノ效果ヲ擧ゲ得ベキモノデナイカラ、其ノ職務ヲ執行スルニ十分ナル職權ヲ附與スベキであるコト。

(2) 生産部門ニ對スル検査ハ(1)生産方法ノ適否ヲ検査シ、其ノ實質ノ向上ヲ圖リ、(2)生産技術上ノ誤作ヲ發見シ、其ノ對策ヲ講ジ、(3)其ノ誤作ニシテモ技術的ニ工作法ヲ誤ツテキタ場合、例ヘバ治具、工具、ゲージ類ノ不完全ニ依ルモノ、作業者ノ未熟ニ依ルモノ、或ハ管理方面ノ不完全ニ依ルモノ等ヲ判斷シテ、改善策ヲ講ジ、(4)諸般ノ指令示達ノ實行成績如何ヲ檢討シ、コレガ統一化ヲ期スルニアルカラ、検査主腦者並ニ其ノ部員ニハ適材者ヲ當テルコト。

等である。

次ニ、事務的、會計的ノ監査部ヲ如何ニ構成セシムベキカニ就テハ前者ノ場合ト稍異ルトコロガアルガ、今、實際ニ採用サレテキル方法ヲ示セバ、次ノ如クである。

1. 監査役ノ直屬制ニシテキル場合。
2. 社長又ハ取締役ノ直屬制ニシテキル場合。
3. 總務部長ノ直屬制ニシテキル場合。

等アツテ、其ノ軌ヲ一ニシテキナイ。事務的、會計的ノ監査ノ場合モ、生産技術的部門ノ場合ト同様デアツテ、監査部ヲ獨立機關トシテ之ニ獨立の權限ヲ與へ、

工企業ノ職制上一般的ニ認メラレテキル總務、計理、人事、營業等ノ各部門ト少クトモ相對立的ニ置クコトヲ要シ、更ニ職務ヲ實行スルニ十分ナル力ヲ保持セシムルニハ、監査機關ヲ強化スル必要上監査機關ノ首腦者ハ社長ニ直屬セシムベキである。其ノ理由ハ、經營規模が大トナリ、經營組織ガ複雑トナレバナル程、之ガ監査機關ヲ充實シテ有效ナル監査ヲ行ハシメ、其ノ結果ヲ經營ノ中樞機關タル社長若クハ取締役ニ報告進言セシメル必要が大であるカラである。之ハ何レノ工企業デアツテモ規模ノ大ナルモノニ就テハ同様であるガ、社長トカ取締役トカノ所謂經營執行者ハ、其ノ經營ノ管理監督の職能ヲ直接ニ自ラ遂行シテキルモノデナク、經營下ノ各部門ノ主腦者ノ報告ヲ聽イテ、其ノ結果ヲ基礎トシテ裁斷シテ行クノであるガ、部門首腦者ノ報告ハ首腦者自ラ調査シタモノバカリデナク、部下ヨリ提供サレタモノモ多イノであるカラ、之ニ對スル何等ノ監査監督制度ノナイ場合ハ、其ノ正確性ニ就テハ保證シ得ナイノである。斯ル正確性ニ就テ疑ハシイ報告ニ依ツテハ、經營ヲ完全ニナシ得ルモノデナイ。ソコデ、經營が大ナレバ大ナル程、仕事ガ複雑ニナレバナル程、仕事ガ正確ヲ要スレバ要スル程、監査機關ヲ強化シ監査ヲ容易ナラシムル制度ヲ採ルコトガ肝要である。

第四節 内部監査制度實施ノ價值

工企業ノ監査ニハ企業外部ノ監査人(検査人)ニ依ツテ行ハレル場合ト、企業内部ノ職制ニ依ル監査人(検査人)ニ依ツテ行ハレル場合トガアルコトハ曩ニ述ベタトコロである。而シテ、前者ノ場合ニ依ル監査ヲ外部監査ト云ヒ、後者ノ場合ニ依ル監査ヲ内部監査ト云フコトハ一般ニ知ラレテキル。此ノ兩者ハ相俟ツテ技術ノ改善向上ト事務ノ刷新ニ資スルコト大ナルト共ニ、従業員ノ不正及背德行為ハ勿論、放漫ナル經營政策ヲ防止スルコトニ役立ツコトハ云フ迄モナイ。

今、内部監査制度ノ實施ニ依ル價值ニ就テ一言スルニ、今暫ク生産技術的方面ノコトハ論外トシ、事務的、會計的ニ就テ其ノ一端ヲ述ベテ見レバ大要次ノ如クである。

蓋シ適正ナル會計記録ヲ保持シ計算記帳整理ヲ行フコトハ、簿記、會計ニ關スル知識ノ進歩シ普及シテ居ル現代ニ於テハ、一見甚ダ容易ナルガ如クデアルガ、其ノ會計記録ノ根源ニ迄溯及シテ、夫レガ適正ナルカ否カヲ確メルコトハ容易ノ業デナイノデアル。例ヘバ製品ノ製造ニ要スル材料費ノ發生シタ場合ニ當ツテ、其ノ仕譯、記帳等ノ整理手續ハ至ツテ容易デアルケレ共、其ノ資料ガ正當ノモノナルカ否カニ就テノ判斷識別ハ容易デナイノデアル。而シテ此ノ場合ニ在リテ會計係又ハ原價計算係ガ一々此ノ仕譯記帳資料ノ根源ニ迄逆ツテ其ノ正否ノ判斷ト確認ヲナシツツ處理スルニ於テハ、記帳整理上執務能率ヲ阻害スルコト甚大デアル。然ルニ、企業内部ニ監査制度ガ實施セラレテ居ル場合ニハ、各資料ガ會計係ニ廻附サレル事前ニ於テ、監査係ニ依ツテ計算資料ノ正否ガ檢討セラレ、此ノ檢討ヲ通ジテ、(1)材料ガ所定ノ目的ノタメニ使用セラレテ居ルカ否カ、(2)夫レニハ其ノ資料ニ符セラレタ作業番號(工事番號)ノ表示ガ間違ツテキナイカ否カ、(3)又其ノ評價價額ガ眞實ニシテ適正ナルカ否カ、(4)其ノ數量ハ實際ノ使用高ト一致シテキルカ否カ、(5)價額計算(數量對單價)ニ間違ナキカ否カ等ニ就テ當時ニ或ハ抜き検査ニ依リテ、其ノ適當性ニツキ或ハ正確性ニツキ十分ニ確メラレテキル場合ニハ、會計係ハ何等ノ疑念ナク之ヲ仕譯記帳資料トシテ、又、原價計算係ハ特定製品ノ材料費トシテ計算シ得ルモノデアル。此ノ種ノ監査手續ハ材料費ノミニ限ラレテキルモノデナク、他ノ計算資料ニ就テモ同様ヲ行ハレルノデアル。

斯クテ、徹底シタル内部監査制度ノ施行ニ依ル價值トシテハ、明確ニシテ正當ナル計算或ハ經營合理化ノ發展ガ期待サレルノデアル。内部監査制度ヲ嚴正ニ實施シテキル工場ニ於テハ、事前監査ニ於テ、或ハ事後監査ニ於テ、幾多ノ不正確ナル原始ノ資料ガ發見摘出サレテ居ル事實ニ徴シテ之ヲ觀ルトキハ、未ダ之ヲ實施シテキナイ經營ガ、如何ニ多クノ不正確ナ資料ヲ以テ計算記帳ガ行ハレテキルコトガ解ルノデアル。

加之、現代ノ工企業ハ其ノ生産技術ニ科學ノ應用タル機械及動力ガ使用セラレ、工場規模ハ愈々擴大サレテ幾多ノ従業員ヲ抱擁スルニ到ツタガ、之等多數ノ從業

員ハ必ズシモ正シキ人々ノミノ集合ニ非ラズシテ、此ノ中ニハ管理組織ノ不備弱點ヲ窺ヒ、或ハ管理ノ間隙ニ乘ジテ、不正行爲、背信行爲等ヲナス者モ亦其ノ例ニ乏シクナイノデアル。又、當事者ノ不注意、怠慢粗漏、事實ノ認識不足等ニ依ツテ、企業内部ニ於ケル生産的、事務的、會計的ノ記録、計算、整理手續等ニ遺憾トスル場合ヲ生ゼシムルコトモ亦尠クナイノデアル。而シテ之等ノ場合ノ大部分ハ、内部監査制度ノ完備ニ依リ充實スルコトニ依リテ、事前ニ之ヲ發見シテ阻止スルコトモ出來ルシ、又ハ事後ニ之ヲ摘出シテ其ノ損失ヲ回收スルコトモ可能デアル。更ニ又、之等ノ事實ニ立脚シテ經營組織ノ缺陷、適否ヲ判斷シ、經營者ニハ經營組織ノ具體的改善遂行ニ有益ナル助言ヲナシ、或ハ將來ノ經營政策樹立ノ資料ヲ提供シ得ルコトモ出來テ、經營能率及經濟性ノ向上ニ貢獻シ得ルコト多大デアル。

更ニ、内部監査ト國民經濟上ノ關係ヲ一瞥スルニ、今ヤ、我ガ國ノ工企業ハ生産第一義トセル工場經營ヲナス場合ニアリ、生産技術ノ改善向上ト事務的會計的ノ諸制度ノ確立化ヲ圖リ、以テ生産性ヲ高度ニ發揚シ、國家目的ニ合致セシメネバナラヌ時デアルカラ、經營内ニ於ケル浪費濫費ヲ摘出シ、又ハ諸經濟處置ノ適合ヲモ檢討シ、其ノ是正ヲ圖ル基礎資料ヲ提供スルコトハ、單ニ一經營ノ生産性ヲ優秀ナラシムルノミニ非ラズシテ、國民經濟上ノ生産性ヲ高揚セシムル上ニモ大ナル義務ガアル。我ガ國ノ經營執行者ハ此ノ聖戰下ニ於テハ國家目的ノ達成ノタメニ、經營執行上最善ヲ盡ス責任ヲ有スルモノデアルカラ、苟モ生産上ノ資材及勞務並ニ經費ノ濫費ニ陥ルガ如キコトハ嚴ニ之ヲ戒メテ避ケネバナラナイノデアツテ、不適當ナル支出、不適當ナル消費ハ之ヲ是正スル義務ヲ有スルノデアル。此ノ意味ニ於テ内部監査ニ依リ經營行動ノ正否ヲ檢討シ之ヲ最善ニ導クコトハ、自己經營ノ行動ヲ是正スル手段デアルト共ニ國家目的ヲ遂行スル責任ヲモ果ス手段デモアル。

第五節 内部監査制度實施ノ效果

内部監査ノ必要性ニ就テハ今尙一般ニ認識セラレテキナイ。我が國ノ大工場若クハ大會社ニ在リテモ、生産技術ノ方面ニ於ケル検査、事務ノ方面ニ於ケル調査ノ範圍ヲ越エザル程度ニ於テ仕事上ノ管理ガナサレ、或ハ事務ノ方面ニ於テハ全く何等ノ統制組織ヲモ持タヌ所モ多イ。漸ク昨今ニ到リテ其ノ必要ヲ認メテ此ノ制度ヲ實施シタモノ、又ハ實施セントシテキルモノモ生ズルニ到ツタノデアアル。從ツテ此ノ制度ニ關スル經驗モ未ダ淺ク、之ニ關スル理論的研究ノ何等見ルベキモノハナイノデアアル。

ソコデ、筆者ノ考フルトコロニ依レバ、若シ此ノ制度ガ完全ニ組織立テラレ施行セラレ、企業内部ニ於テ生産技術的ニ事務的、會計的ニ其ノ他各般ニ亙ル事項ガ遺憾ナク監査セラレ、例ヘバ物品ノ購入、工場生産、製品ノ貯藏及販賣、財政、經理、管理等ニ就テ常時之ガ監査ガ行ハレル場合ニハ、經營上ニ及ボス效果ハ蓋シ僅少デハナイノデアラウ。尠クトモ、次ノ效果ハ之ヲ認メ得ルデアラウト思フ。

1. 直接的ノ效果

此ノ效果ハ生産技術的ニ事務的、會計的ニ別々ニ考察サレ得ルガ、先ヅ生産技術的ニ及ボス直接效果トシテ認メラルベキモノハ、

- (1) 監査對象トシテ作業現場ノ材料、勞務、設備、製造、工程等ガ主要事項トナルガ故ニ、從ツテ製品ノ完成期日ヲ正確ナラシムルト共ニ、製品ノ安價良質ノ達成ヲ期シ得ルコト。
- (2) 材料、半製品其ノ他製造設備等ニ就テ必要ナル検討或ハ検査ガ行ハレルカラ、誤作、仕損、災害事故、手空キ時間等ガ排除セラレ、自然ニ同一設備及人員ヲ以テシテ生産力ハ増加シ、更ニ次ノ效果ヲ齎スデアラウ。
 - (イ) 工場經費ヲ節約スルニ到ルコト。
 - (ロ) 製品品質ノ改善ヲ促スニ到ルコト。
 - (ハ) 從ツテ生産原價ヲ低減スルニ到ルコト。

(3) 従業員ノ懈怠、不正、背任、虚偽等ガ發見セラレ、従業員ノ行動及活動ノ方法ノ適否ガ判断セラレ明確トナルカラ、人事行政ヲ輔佐シ或ハ適正化スルト共ニ、技術ノ向上ヲ齎スコト。

(4) 社規、社則、其ノ他諸般ノ指令示達等ノ實施成績ノ如何ガ検討セラレルカラ、之レニ對スル改善方策ヲ講ゼシメルニ到ルコト。

以上ハ大體生産技術上ニ及ボス效果デアアルガ、更ニ事務的、會計的ノ側面ニ及ボス效果ヲ示セバ次ノ如クデアアル。

(1) 事務的、會計的ノ記録計算ノ適正ナルカ否カガ常時ニ監査サレルコトニ依ツテ、誤謬、誤算、脱漏等ガ摘出是正セラレテ、公正且ツ妥當ナル資料ヲ以テ記録整理サレルカラ、會計及原價計算資料ノ活用ニ依ル能率増進、賣價決定ノ基礎ヲ確實ナラシムルコト。

(2) 企業内部ニ於ケル些細ナ故障モ缺陷モ迅速ニ發見サレ、經營執行者ニ報告サレルカラ、其ノ對策ヲ速急ニ講ゼシメ得ルコト。

例ヘバ之ガ半年ニ一回トカ、一年ニ一回トカシカ行ハレヌ監査役ノ監査デハ、迅速ヲ要スル事項ノ監査ハ不可能デアラウト考ヘラレル。何トナレバ、第一ニ監査ヲナス機會ガ尠キニアルカラ缺陷ノ發見ガ困難デアリ、第二ニハ監査ヲナス時期ヲ失シテ缺陷ノ發見ガ遅レルカラ、其ノ對策ノ機ヲ逸スル虞レガアリ、而シテ又、事項ノ性質ニ依ツテハ誤差及長短ガ相殺セラレテ其ノ發見摘出ヲ困難ナラシムルカラデアアル。

又、外部ノ計理士ニ依ル監査モ亦、特定企業ノ内部事情ニ通ゼザル者ノナスコトデアアルカラ、特殊事項ノ發見摘出ノ如キハ之亦困難デアラウト思フ。

(3) 従業員ノ詐欺、不正行爲、背信行爲（例ヘバ密カニ他ノ委託ヲ受ケテ工員ノ引拔キヲナスガ如キコト。）等ヲ發見摘出シ、或ハ未然ニ之ヲ阻止スルコトガ出來テ、自然經營ヲ保護スルニ到ルコト。

(4) 又、之ニ依ツテ人事及勞務管理ノ改善ヲナシ得ルコト。

(5) 企業財政ノ變遷推移ヲ明カニシ、損益發生ノ源泉ヲ闡明スルコトニ依ツテ、損益計算ノ明確化ガ期待サレルコト。

(6) 投資及協力會社ニ對スル考査ヲ確實ナラシメルコト。

2. 間接的ノ效果

次ニ、内部監査制度ヲ實施スルコトニ依ツテ生ズル間接的効果ニ就テ之ヲ觀ルニ、之亦其ノ主ナルモノ次ノ如クデアル。併シ此ノ效果ハ生産技術的ニモ、事務的ニモ、會計的ニモ各場合ニ共通シ妥當スルモノデアラウ。

(1) 内部監査制度ノ實施ニ依ツテ經營ノ過程ガ繼續的ニ監査セラレルカラ、被監査者ノ氣分ヲ常ニ緊張セシメ得ルコト。

生産的、事務的、會計的ノ各方面ニ亙リテ若シ不正、誤謬等ガ存在スレバ、監査ニ依リテ直ニ發見シ得ルヲ以テ、監査人ノ監査ガ定期又ハ臨時ニ行ハルモノトスレバ、經營内ニ不正ヲ企圖スルモノ在リトスルモ敢ヘテ斯ル行爲ヲナス者ヲ尠ナカラシムルデアラウ。

(2) 從ツテ、仕事上ノ不整理、不整頓、或ハ帳簿及書類整理上ノ不注意、怠慢等ヲ戒メ、不正行爲ヲナス機會ト間隙トヲ尠ナカラシムルコト。

(3) 公平ナル監査ガ行ハレルコトニ依ツテ、被監査者ノ業務執行ノ正當且ツ妥當ナルコトガ監査人ニ依ツテ證明セラレルカラ、何等監査機關ノ存在セザル場合ニ比スレバ従業員ノ氣分ヲ常ニ明朗ナラシメルコト。

(4) 事務組織、經理組織等ヲ始メトシ、仕事全般ニカカル工場組織ノ編成替又ハ改善ニハ、常ニ實情ニ即シタ合理的思考ニ依ラネバナラヌノデアルガ、内部監査制度ニ依ツテ十分ニ監査ガ遂ゲラレタ場合ニハ、從來全ク氣付カザリシコト、或ハ注意モシテキナカッタ缺陷モ判明スルニ到ルカラ、適正ナル改善又ハ編成替ヲ容易ナラシムルコト。

内部監査ノ經營組織ノ改善及編成替ニ對スル貢獻ハ、經營内ノ諸組織、各種設備ノ技術的特質、人事ノ配置、運搬徑路、工具及治具ノ管理等ガ如何ナル結果ヲ齎シタカ、將又、諸經營政策ガ如何ナル結果ヲ齎シタカラ監査シ、經營執行者ニ進言スルコトニ依ツテナサレルノデアル。

(5) 經營ノ合併、分離、或ハ讓渡ノ場合ニ際シテ、其ノ評價及計算ヲ合理且ツ完全ナラシムルコト。

(6) 又、一經營内ニ於テ經營上ノ合理化ヲ行フニ當ツテ、經營下ノ部門ニ就テ能率大ナル部門ノ操業ヲ完全ナラシメルタメニ、能率ノ悪シキ工場ヲ生産縮少若クハ休廢業セシメルタメニハ、内部監査ニ依ル調査ヲ基礎トシテ之ヲ行ヒ得ルコト。

(7) 監督官廳、カルテル、統制團體等ヲ始メトシ、其ノ他ニ對スル書類、諸報告、調書、計算書等ノ如キモノハ常ニ自信ヲ以テ調製シ提出シ得ルコト。

此ノコトハ軍需品工場事業場検査令ト重要ナル關聯ガアル。同令第五條ニ「陸軍大臣又ハ海軍大臣軍需品ノ調達ニ關シ必要アルト認ムルトキハ軍需品又ハ其ノ原料若ハ材料ノ生産又ハ修理、之ニ伴フ業務又ハ經理又ハ軍需品又ハ其ノ原料若ハ材料ノ原價ニ關シ工場事業場ノ事業主ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場事業場其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類當該工場事業場ニ於テ生産又ハ修理ヲ爲ス軍需品、其ノ原料又ハ材料其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得」トノ規定ニ基イテ、報告ノ徴收又ハ検査ガ行ハレルカラ、其ノ報告ノ眞實性ト検査ノ簡易性トニ對シテ十分ナル自信ヲ持ツニハ、内部監査ノ充實ニ俟タネバナラヌノデアル。

元來、内部監査ノ主タル目的ハ必ズシモ一定シテキルモノデナク、時代ニ依ツテ自ラ異リ、又、變化スベキ性質ヲ有スルモノデアルカラ、從ツテ其ノ效果モ亦時々異ルベキデアツテ、内部監査制度ノ生成以來、常ニ監査ノ對象トナツテキルノハ業務上ノ誤謬ト従業員ノ不正行爲ノ摘出ト其ノ防止對策トデアツタ。併シ斯ノ如キ目的ヲ以テ行フ監査ハ、現今ニ於テハ監査ノ一部デアツテ全目的デナイノデアル。現今ノ内部監査ハ業務上ノ誤謬或ハ不正行爲ノ摘出ヲ唯一ノ目的トナスモノデナク、換言スレバ、從來ノ監査領域ダケニ止マラズ、經營方針ノ批判ニ迄立ち入ルニ到ツタノデアル。ソコデ、現在ノ進歩シタ監査制度ニ在リテハ、從來ノ内部監査ノ目的トスルモノノ外ニ、企業ノ生産技術的、事務的ニ夫々ノ處理的結果ノ眞實性、確實性ヲ明證シ、經營ノ經濟性ノ發揮ノ可能ヲ追及シ、其ノ發揮ニ努力スルト云フコトモ新目的トスルニ到ツタカラ、内部監査ノ效果モ亦從來ノ夫レト異ツテ來タノデアル。

第六節 内部監査制度下に於ケル監査人ノ資格要件

工企業ガ内部監査制度ノ必要ヲ認メ、之ヲ職制ニ採リ入レテ實施シタ曉ニ於テ、前項ニ述ベタ各種ノ效果ヲ收メントスルニ當ツテ先ヅ必要ナコトハ、其ノ擔當係員即チ監査人ノ入選デアツテ、之ニハ可成リノ注意ヲ拂ハネバナラナイ。何トナレバ、内部監査制度モ他ノ場合ト同ジク、其ノ実績ヲ擧ゲ得ルカ否カハ人ノ選擇如何ニ懸ルノデアル。ソコデ、監査人ヲ選擇スルニ當ツテ如何ナル資格ヲ其ノ要件トスルヤニ就テ、若干次ニ卑見ヲ述ベテ置キタイト思フ。

工企業ニ於ケル内部監査制度ニ依ル監査ヲ廣ク業務全般ニ亘ツテ行ハルモノトシテ之レヲ觀レバ、生産技術的、事務的ノ各領域ニ及ブモノデアルカラ、從ツテ監査人ノ資格要件モ生産技術的の方面ノ監査ニ當ル監査人、事務的の方面ノ監査ニ當ル監査人ト區分シテ、夫々専門ニ當ラシムルノガ實際的デアリ、又有效デアリ、理論的ニモ妥當スルモノデアル。依ツテ此ノ區分ニ從ツテ夫々ノ資格要件ヲ示セバ次ノ如クデアル。

1. 事務監査人 (監査部係員)

(1) 學 歴

現行ノ計理法(昭和二年三月三十日法律第三十一號)ニ依ル計理士ノ如ク單ニ商業學系統ノ専門學校程度ノ資格ヲ有スルダケデハ、内部監査ニハ實際上不向デアルカラ、次ノ有資格者中ヨリ之ヲ銓衡スル必要ガアル。

- 1) 官公立商科(業)大學ノ卒業生ニシテ、特ニ會計學又ハ經營學ノゼミナルヲ履修シタル者。
- 2) 大學令ニ依ル商學部、經濟學部ノ卒業生ニシテ、特ニ會計學又ハ經營學ヲ專攻シタル者。
- 3) 商業系統ノ専門學校ノ卒業生ニシテ、會計監査學ヲ專修シタル者。

(2) 事務修習

監査業務ノ目的ガ前述ノ如ク極メテ廣汎デアリ、能ク社内ノ内情ヲ知悉セル

者ニ非ラザレバ、其ノ職責ヲ全フシ得ザルガ故ニ、單ニ學校ノ資格ダケデハ不十分デアル。實務上ノ體驗ヲ有タヌコトハ學歷以上ニ必要デアルカラ、前項ノ有資格者ニ對シテ一定期間ニ亘ツテ大要次ノ如キ事務ノ修理ヲ行ハシムルコトが必要デアル。

1) 會社事業ノ大要並ニ社規社則ニ關スル事項

2) 材料管理ニ關スル事項

材料ノ購入、受入、保管及庫出並ニ之ニ關スル記帳反整理ニ關スルコト。

3) 勞務管理ニ關スル事項

工員ノ雇傭、養成、就業時間ノ調査、賃金計算及支拂、工場法規、並ニ福利施設ニ關スルコト。

4) 生産管理ニ關スル事項

工場事務即チ工場作業ノ大要、材料ノ準備、工員ノ配置、機械ノ配置、請負工賃ノ計算、作業時間ノ仕譯、作業表ノ作成、工具及治具ノ整理、運搬、製品ノ荷造並ニ發送、其ノ他工場事務ニ關スル一切ノコト。

5) 事務管理ニ關スル事項

經理及營業一般即チ一般會計及工場會計ニ關スル記帳整理、貸借對照表及損益計算並ニ財務諸表ノ作成、豫算及決算、原價計算、見積書ノ作成、株式ノ整理、有價證券ノ取扱、社債ノ整理、旅費ノ計算、契約書ノ作成等ニ關スルコト。

6) 統制事務ニ關スル事項

國家及經濟團體ニ依ル各種統制ニ關スルコト。

以上ハ事務的の方面ノ監査ニ當ル監査人ノ事務修習過程デアツテ、此ノ期間ハ概ネ二ケ年ヲ必要トスル。此ノ過程ヲ經テ始メテ一人前ノ監査人トナルモノデアルガ、獨立シテ自ラ監査ニ當ルニハ更ニ二ケ年位ハ前任監査人ノ助手又ハ補助員トシテ監査自體ノ事務修習ヲ必要トスルモノデアル。

2. 技術監査人 (検査部係員)

技術監査人ハ事務監査人ト監査ト云フ目的ヲ同ジクシテキルガ、其ノ監査ノ對

象ヲ異ニシテキルモノデアラカラ、各々専門的立場ニ於テ其ノ機能ヲ發揮サスニハ、夫々ニ適應シタ學歷ト經驗ト素質トヲ持ツ者ヲ當テネバナラヌガ、之ヲ要約シテ云ヘバ次ノ如クデアル。

- (1) 大學工學部或ハ工業専門學校出身者又ハ之ト同程度ノ學歷ヲ有シ、製造ニ従事シ現場作業ノ經驗ヲ有スル者。
- (2) 學歷及經驗ノ結果ヲ實際工學化スル生産技術ニ堪能ナル生産工學的ノ技術ヲ有スル者。
- (3) 全體ノ作業ノ連絡ヲ理解シ能率ヲ上ゲテ、仕事ヲ有利ニ導イテ行ク實力、所謂經營技術能力ヲ有スル者。
- (4) 經濟知識ニ通ジ工場管理ニ理解ヲ有スル者。

等デアル。

以上ノ如ク、内部監査制度下ニ於ケル監査人ノ資格トシテ各種ノ要件ヲ求メル所以ハ、一般ニ監査人ハ被監査事項ニ關シテ直接ニ之ヲ擔當シテキル者ヨリモ更ニ深い知見ヲ有スルコトガ望マシイカラデアル。

要之、如何ナル仕事ニモ優秀ナ人物ヲ得ルコトガ必要デアルガ、特ニ此ノ監査人ニハ人ヲ得ルコトガ大切デアル。ソコデ、以上ニ掲ゲタ資格ヲ持ツ有能者ヲ得ルコトニ努メ、次ニ之ヲ學識經驗アル長ノ下ニ同一ノ適所ニ長ク置キ、適切ナル指導ト訓練トヲ施スコトニ依ツテ監査技能ノ向上ヲ圖ルコトガ必要デアル。

結局、内部監査制度ヲ實施シ、效果ヲ擧ゲ得ルカ否カハ一ニ懸ツテ監査人タル者ノ人物ノ如何ニアル。ソコデ、如何ナル人物ガ適材デアルカ、若シ之ガ採擇ヲ誤ツタラ經營上ニ如何ナル影響ヲ與ヘルカ、尠クトモ次ノ如キ結果ヲ齎スコトハ確カデアル。

1. 誤ツタ監査ガ行ハレ、誤ツタ報告ガ作成サレ、從ツテ之ニ基イタ經營政策ヲシテ全ク無爲ナラシメルハ勿論、延イテハ經營ヲ危殆ニ陥ラシメル素因ヲ作ルニ到ルコト。
2. 他ノ部課ノ係員ト摩擦相剋ヲ起シ全體ノ統制ヲ紊亂セシムルニ到ルコト。
從ツテ監査機能ノ發揮ニハ適材ヲ得ルコトニ歸スルニアルカラ、前述ノ如

ク、監査人ニハ其ノ資格要件トシテ種々求ムルトコロガアリ、又監査人自身ニ於テモ大ナル自覺ヲナサネバナラヌノデアツテ、尠クトモ、次ノ心掛ケヲ持ツコトガ必要デアル。

- (1) 監査人ハ他部課ノ係員ノナシタ仕事ヲ監査スルニアルカラ、相手方ニ對シテ親切丁寧ナルコトヲ要シ、苟モ不遜ノ態度ヲ以テ臨ムガ如キコトハ嚴ニ戒ムベキコト。
- (2) 相手方ノナシタ仕事ニ對シテ始メヨリ疑念ヲ以テ臨ムコトハ避ケネバナラヌコト。
- (3) 併シ不正若クハ誤謬ノ存在ヲ確認シタ場合ハ、如何ナル壓迫ニモ打ち克ツダケノ勇氣ト正義心トヲ持タネバナラヌコト。
- (4) 態度ハ公正中立タルベク、情實ニ捉ハレ事實ヲ曲ゲルヤウナコトガアツテハナラヌコト。
- (5) 祕密事項ハ絶対ニ之ヲ守リ、報告ノ場合ハ必ず所屬長ヲ通ジテ之ヲナスベキコト。
- (6) 監査人相互間ニハ理解アル協力ガアツテ監査全體ノ機能ヲ發揮セシメ、得ルモノデアラカラ、常ニ協力心ノ旺盛ナルコト等ガ必要デアル。

第七節 内部監査ニ對スル非難ノ吟味

我が國ノ銀行業ニハ種々ノ監査ガアリ、從ツテ内部監査制度モ發達シ、吾々ノ範トシテ採ルコトモ尠クナイノデアル。之ニ反シテ、今迄工企業ニ於テハ單ニ會計検査ノ程度ニ止マツテ生産的ニ、事務的ニ、管理的ニ、或ハ統制的ニ廣ク監査ヲ行フ制度ノ發達ハ可ナリ遅レテキタノデアツテ、今尙、製品ノ技術的検査制度ヲ除イタ他ノ監査制度ニ就テハ、全ク考慮シテキナイ所ガ寧ロ多イノデアル。之レ内部監査制度ノ必要性ガ未ダ一般ニ認識サレテキナイガ故デ、之ニ就テハ種々ノ理由モアルデアラウガ、此ノ制度ニ對スル無理解ヨリ來レル非難モ亦其ノ一原因ヲナスモノデハナイカト思フ。ソコデ、此ノ制度ヲ研究セントスルニ當ツテ先

ズ之等ノ非難ニ對シテ一應吟味シテ置ク必要ガアル。

(其ノ一)

工企業ガ株式會社ナル場合ニハ決定ノ監査役ガアリ、又、民法上ノ法人ナル場合ニハ同ジク監事ガアツテ、夫々會計記録ヲ通ジテ適法性ノ吟味ヲシテ居ルベカリデナク、會社ノ業務全體ニ就テモ、夫レガ適法ニ行ハレタルカ否カ、將又合目的ニ行ハレタルカ否カヲモ審査シテ居ル筈デアアル。夫レニモ拘ラズ、別ニ内部監査制度ヲ設ケルコトハ監査ノ二重制度デアルト云フコト。

此ノ種ノ非難ハ一般論デアツテ相當ニ根強イノデアアル。併シ此ノ種ノ非難ハ將來ハイザ知ラズ、現實ノ問題トシテ之ヲ觀ルトキハ其ノ論據極メテ薄弱ナリト云フベキデアアル。何トナレバ、現今ノ監査役又ハ監事ノ多クハ取締役又ハ理事ノ調製シタル事業報告書及其ノ説明ニ信ヲ置キ、其ノ報告書及説明ガ事實デアツテ、眞ニ信憑ニ値スルモノナルカ否カニ就テ、之ヲ確ムルガ如キ事ハ皆無ニ非ラズト雖モ甚ダ稀レナコトト云フベキデアアル。況ンヤ監査役ノ多クハ監査上ニ最モ必要ナ計數ニ暗ク、從ツテ大會社ノ計算其ノ他ヲ監査スル技術ノ知識ニモ乏シキニ於テハ、事實上不可能ノコトト云フ可キデアラウト思フ。(註)

(其ノ二)

工企業ガ内部監査制度ヲ實施シ、監査人ヲシテ他ノ係員ノナシタ仕事ヲ監査セシメテモ、同ジ會社ノ謂ハバ同僚ノナシタ仕事ヲ監査スルニアルカラ、自ラ人情ニ捉ハレ嚴格ナル監査ヲ行フコトハ蓋シ至難ナリト云ヒ得ベキデアアル。夫レヨリモ寧ロ不羈獨立ノ立場ニアル經營外部ノ計理士ヲシテ監査セシメルノガ有效適切ニ其ノ目的ヲ達シ得ルト云フコト。

此ノ種ノ非難ハ一部ノ計理士ニ依ツテ主張サレ居ルノデアアルガ、併シ之ハ内部監査制度ヲ實施シタガ、其ノ制度下ニ於ケル監査人ノ選擇ヲ考慮セザル場合ニノミ首肯サレ得ル議論デアツテ、責任觀念ノ缺乏セル監査人ニ對スル外ハ正當ナル主張デハナイデアラウ。

責任觀念ノ缺乏セル計理士ニ對シテモ亦、同一ノ短所ハアル筈デアアルカラ、要ハ責任觀念ノ有無厚薄ニ依ツテ否定サレルシ、又ハ肯定サルベキコトデアラウ。

屢々述べタ如ク、内部監査ヲシテ有效適切ナラシムルニハ有能ナ適材者ヲ得ルコトデアアル。監査人トシテ有能適材トハ所信ニ向ツテ斷行スル勇氣ト、責任觀念ヲ有スル者ヲ云フノデアアル。若シモ然ラズトセンカ、監査制度ヲ有名無實ノ機關ト化シ去ルノハ論者ノ主張通りデアアル。

(其ノ三)

工企業ガ内部監査制度ヲ實施シテ監査人ヲ配スルモ、其ノ學識、經驗、監査能力等ニ於テ、外部ノ職業監査人タル計理士ニ劣ルト云フニアルコト。

此ノ種ノ非難ハ、會計監査ニ關スル一部ノ著書ノ中ニ見ラレルトコロノモノデアアルガ、之ハ主トシテ、我が國ノ計理士資格ヲ外國ニ於ケル嚴格ナ規定ニ依ルモノト同一ニ考ヘ、我が國ノ現行計理士法ノ第三條ヲ良ク理解シテキナイコトニ依ツテ起ル主張デアアル。現行計理法ニ依ル計理士ハ商業系統ノ專門學校卒業生デサヘアレバ、何人モ無試験ニテ登録シ得ルノデアツテ、計理士トシテノ知識及技能ニ對シテ何等ノ教養ヲ受ケテキルモノデハナイノデアアル。從ツテ計理士登録者ナルガ故ヲ以テ、内部監査制度下ニ於ケル監査人ヨリモ學識、經驗、技能等ニ卓越シテ居ルトハ信ジラレナイ。又信ズベキ何等ノ根據モナイノデアアル。況ンヤ既述シタ如ク、内部監査制度下ニ於ケル監査人ハ計理士トシテモ有資格ノ學校卒業生中ヨリ採擇スルニ於テハ、最早此ノ種ノ非難ハ全ク理由ヲ持タヌモノト云ヒ得ルノデアラウ。

(註) 我が國ノ監査役ガ、必ズシモ監査上有能者ニ非ラザルコトハ上述ノ如クデアアルガ、商法學者中ニモ吾人ト同一ノ見解ヲ探ツテキル者モアル。例ヘバ、田中耕太郎博士ハ、其ノ著「會社法概論」ニ於テ「我が國ニ於テハ監査役ノ權力ハ小デアツテ概ネ取締役ノ鼻息ヲ伺ヒ監督ノ實ヲ舉グルヲ得ナイ狀態ニアル。」(同書589頁)ト、監査ノ有名無實ナルコトヲ指摘シテキル。

第八節 内部監査制度上監査ノ據ルベキ基準

工企業ガ、内部監査制度ヲ實施シテ其ノ運行ヲ圓滑ナラシムルニハ、必須的ノ要件トシテ認ムベキモノ多々アルガ、就中其ノ必要トスルモノハ監査ノ對象ヲ明カニシテ置クコトデアアル。換言スレバ、如何ナルコトヲ監査シ、又監査シタコト

ハ何ヲ基準トシテ其ノ正否ヲ判断シ識別スベキヤガ明カデナケレバ、内部監査制度ノ下ニ監査ヲ行フテモ、夫レガ適正ナルカ否カニ就テ解決スルコトヲ得ナイノデアル。例ヘバ健康保険組合ヲ監査ニハ健康保険法並ニ關係法規ニ準據シ且ツ事業自身ノ作成シタル規則ニ依リ、適當正確ニ實行シテ居ルカ否カガ査閲サレル。此ノ場合ノ監査ノ基準ハ云フ迄モナク健康保険法デアリ、次ニ關係法規及事業ノ作成シタル規則ニ依ルベキモノデアル。又、原價監査ニアツテモ同様デアツテ、從來ハ會計學並ニ原價計算ノ原理原則ニ從ヒ、事業自身ノ作成シタル原價計算規定ニ依リテ適正ニ計算サレテ居ルカ否カガ監査サレテキタノデアツタガ、軍需品工場事業場検査令ノ施行サレテ以來ハ、海軍關係工場ニ在リテハ海軍軍需品工場事業場原價計算準則、陸軍關係工場ニ在リテハ陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱ト、此ノ準則又ハ要綱ニ準據シテ事業主ノ作成シタル原價計算實施手續ヲ對象トシテ其ノ適否ガ監査サレルノデアル。

ソコデ、工企業ガ内部監査制度ヲ實施スルニ際シテハ、先ヅ經營内部ニ於ケル職制ヲ秩序的ニ編成シ、而シテ此ノ職制ニ基イテ各部課ノ仕事ノ取扱法ヲ規定スル社規社則ヲ制定シテ置カネバナラス。茲ニ云フ社規社則トハ生産技術的、事務的、會計的ニ亙ル一切ノ事項ニ就テ執務上遵守スベキ要項ヲ明瞭ニ規定シタ書類ヲ指スモノデアル。工企業内部ノ業務ハ此ノ社規社則ノアルガ故ニ、従業員各自ノ執務上ニ準據スベキ方針ト方法トガ明カトナツテ執務能率ヲ増進セシムルコト甚大デアル。別言スレバ、社規社則ニハ従業員ヲシテ斯々ノ仕事ハ斯々ノ順序ト方法ト手續トヲ踏ンデ處理スルノガ合理デアリ、合目的デアルト云フコトヲ明示シタモノデアル。之、恰カモ、國家ガ國家ノ財務的活動ニ對シテ常ニ秩序的ニ行ハシムルタメニ會計其ノ他ノ法規ガ存在シテ、之ニ依ラシメテキルノト同様デアル。此ノ法規ガ存在シテキルガ故ニ、種々ノ検査ガ順序正シク行ハレ、検査中聊カニテモ此ノ規定又ハ條理ニ違反セル事實ナキヤガ確メラレルノデアル。之ト同様ニ、工企業ノ内部ニモ執務上ニ據ルベキ社規社則ガ存在シテ居ルコトニ依ツテ、内部監査制度ノ下ニ於ケル監査ノ對象ガ定マリ、監査ノ結果ニ依ル批判ガ可能デアル。夫レ故ニ、監査人ハ之等ノ社規社則ニ十分ニ通曉シ業務ノ取扱ニ關スル條

項ヲ研究シ、而シテ其ノ那邊ニ不正若クハ誤謬ノ行ハルベキ餘地アルカラ判断シテ置カネバナラス。

ソコデ、内部監査制度ト企業内部ニ於ケル社規社則トハ密接不離ノ關係ニアルコトガ解ルデアラウ。併シ一定ノ社規社則ガ存在シテキテモ、之ニ對スル監査人ノ正否判断ノ尺度トシテハ、生産技術的、事務的、會計的ノ理論ノ進歩發達並ニ現今ノ如キ戰時下ニ於テハ統制經濟ノ發展強化ニ伴ツテ、其ノ時代ニ即セザルモノ、或ハ法律及一般慣習ノ變化變遷スルニ伴ツテ若干相違ヲ來スコトアルヲ免レ得ナイノハ云フ迄モナイ。而シテ又現今ノ工企業内ニ於ケル經濟的現象ハ頗ル複雑多岐ナルヲ常トスルカラ、之等ニ對シテ社規社則トシテ々々規定ヲ設ケテ其ノ基準ヲ示シ置クコトハ殆ンド不可能トモ云フベキデアルカラ、必ズシモ總テノ仕事ニ社規社則ノ存スルモノデハナイノデアル。斯ルガ故ニ、之等ノ事項ニ對スル監査ハ監査人ノ監査常識即チ監査ノ理論ト經驗トニ依ツテ判断サレナケレバナラスガ、社規社則ヲ否定スルモノデハナイ。

内部監査制度ト企業内部ニ於ケル社規社則トハ密接不離ノ關係ニアルガ、之等ノ規定ハ工企業ノ種類ニ依リ、經營規模ノ大小ニ依リ、工場組織ノ如何ニ依ツテ、多種多様デアルベキ筈デアルカラ、到底一樣ニ律セラルベキモノデナイノデアルガ、今、社規社則ノ一例示トシテ普遍的ノモノヲ示セバ次ノ如クデアル。

1. 會社財産ノ取扱ニ關スルモノ

- (1) 土地、建物、構築物、機械及設備取扱規定(固定財産取扱規定)
- (2) 雜具、工具、什器、備品、取扱規定
- (3) 特許權其他無體資産取扱規定
- (4) 有價證券取扱規定
- (5) 投資財産整理規定
- (6) 減價償却規定
- (7) 建設費假勘定規定(未成工事整理規定)
- (8) 營繕費及修理費整理規定

2. 會計事務取扱ニ關スルモノ

- (1) 會計事務處理規定

- (2) 豫算統制規定
- (3) 工場原價計算實施手續

3. 人事管理ニ關スルモノ

- (1) 従業員服務規定
- (2) 従業員賞與支給規定
- (3) 従業員採用規定
- (4) 従業員積立金取扱規定
- (5) 従業員出張旅費計算規定
- (6) 従業員退職金支給規定

4. 物品(原料及材料)購買及管理ニ關スルモノ

- (1) 物品購買規定
- (2) 購買代金支拂規定
- (3) 倉庫執務規定
- (4) 倉庫物品取扱規定

5. 勞務管理ニ關スルモノ

- (1) 工場規則(就業規則)
- (2) 賃金計算及支拂規定
- (3) 工員貯蓄金取扱規定
- (4) 工員出張旅費計算規定
- (5) 工員教育規定
- (6) 社外工員取扱規定

6. 製造ニ關スルモノ

- (1) 工事請負制度及請負賃金計算規定
- (2) 臨時人夫使用規定
- (3) 物品注文及受取規定
- (4) 圖面取扱規定
- (5) 秘密圖面取扱規定
- (6) 秘密文書取扱規定
- (7) 工員整理及貸出規定
- (8) 工場内不用物品整理及賣拂規定

- (9) 工場内物品振替規定
- (10) 物品運搬規定
- (11) 物品發送及出門規定
- (12) 作業及製品検査規定
- (13) 工程管理規定
- (14) 工場物品修理規定
- (15) 工場經費整理規定
- (16) 實驗研究所特別會計規定
- (17) 工場災害防止規定(工場安全規定)
- (18) 工場防諜規定
- (19) 工場防空規定

7. 製品受註及販賣ニ關スルモノ

- (1) 販賣(營業)事務取扱規定
- (2) 製品庫整理規定
- (3) 製品代金請求規定
- (4) 販賣費整理規定

8. 工場醫務衛生ニ關スルモノ

- (1) 工場衛生事務取扱規定
- (2) 工場醫局規定

9. 従業員ノ福利施設ニ關スルモノ

- (1) 附屬病院事務取扱規定
- (2) 附屬病院特別會計規定
- (3) 購買組合規定
- (4) 購買組合會計細則
- (5) 共濟組合規定
- (6) 共濟組合會計規定
- (7) 社宅管理規定
- (8) 人事相談所規定

10. 健康保險組合ニ關スルモノ

- (1) 健康保險組合同規約
- (2) 健康保險組合同規定
- (3) 健康保險組合同事務取扱規定

11. 監査ニ關スルモノ

- (1) 監査規定
- (2) 監査事務取扱規定

12. 共通のモノ

- (1) 一般職制
- (2) 書式及用紙統一規定
- (3) 帳簿及書類整理規定
- (4) 事務用品規格統一規定
- (5) 度量衡器検査規定

以上ニ示シタルハ社規社則ノ一例ニ過ギナイノデアルカラ、工場規模ノ大ニシテ複雑ナル組織下ニ在ル經營ニ於テハ、尙幾多ノ規定ノ存スルハ云フ迄モナイ。而シテ之等ノ規定ハ工企業ノ内外全面ニ活動スル秩序的ノ規矩デアツテ、之等ノ規定ガ合理合法ニシテ而カモ有效適切ニ行ハレル場合ニハ經營ノ經濟性ヲ發揮セシムルモノデアル。

併シ既ニ一言シタ如ク、如何ニ合理的、合法的ナ規定ヲ作成シタトコロデ、又如何ナル規定ヲ作成シタトコロデ、夫レガ完全ニ實行セラレテキルカ否カ、將又、實施シタ後ノ成果如何ヲ査閲シ監理スルノデナケレバ、全ク自家省察ヲ缺クノ譏リヲ免レナイノデアル。而シテ又、工企業ニ於ケル社規社則モ、他ノモノト同ジク時代性ヲ帶ビルモノデ、時代ヨリ遊離スルモノデナイ。現在ノ如キ統制經濟的立場ヨリ工企業ノ社規社則ヲ觀ルトキハ、社規社則ハ單ニ企業獨自ノ立場カラノミ觀ルコトハ出來ナイ。國家ノ企業ニ對スル要求ト合致サセナケレバナラナイ。國家目的トノ合致乃至ハ積極的ナ協力ガ社規社則ノ上ニ盛ラレ、實施サレルコトガ必要デアル。

兎モ角、工企業ガ内部監査制度ヲ實施シ、内部監査ヲ行フノニハ、其ノ監査ノ對象タルベキ社規社則ノ制定セラレテキルコトガ必要デアリ、内部監査ハ之等ノ

實施ノ狀況、其ノ結果ニ就テ、吟味ト批判トヲ行フコトガ監査ノ全部デナイガ重要ナ事項デアルカラ、内部監査制度ト社規社則トハ淺カラヌ關係ガアルモノト云ヒ得ルノデアル。(完)

工業改善研究第16特別委員會

第5分科會 (財務, 監查組織制度ニ關スル調査研究) 構成

委員長	日立製作所專務取締役 工學博士	馬場 彖 夫
委員主査	東京商科大學教授 商學博士	増地 庸 治 郎
委員	東京外國語學校教授	龜井 辰 雄
	京都帝國大學助教授	大塚 一 朗
委員	川崎重工業參與監査部長	神馬 新七 郎
	東京帝國大學助教授	高 宮 晋
研究囑託	東京商科大學助教授	古 川 榮 一
	明治大學助教授	大 木 秀 男
	東京外國語學校	國 弘 員 人
	橫濱商業專門學校教授	山 城 章
研究囑託	名古屋高等商業學校教授	藻 利 重 隆

製 本 控

933 函 275 號

昭和十八年四月二十七日初版
昭和十八年四月二十二日初版
(1,000)

出文協成庫
411013 號

著 者 者

發 行 者

印 刷 者

塚 田 十 五 郎
東京市神田區神保町3ノ23

× × × ×

發 行 所

斯 文 書 院

東京市牛込區市ヶ谷加賀町2丁目9番地
振替口座東京58229番・電話牛込(34)7428番
日本出版文化協會 會員番號112161番

備 考

日中學術振興會學術部工業改善研究
才4
才3
才4

總 經 銷 日本出版配給株式會社 東京市神田區淡路町2ノ9

工業改善研究第16特別委員會

第5分科會（財務，監査組織制度ニ關スル調査研究）構成

委員長	日立製作所專務取締役 工學博士	馬場 糸 夫
委員主査	東京商科大學教授 商學博士	増地 庸 治 郎
委員	東京外國語學校教授	龜井 辰 雄
	京都帝國大學助教授	大塚 一 朗
	川崎重工業參與監査部長	神馬 新 七 郎
	東京帝國大學助教授	高 宮 晋
	東京商科大學助教授	古 川 榮 一
	明治大學助教授	大 木 秀 男
研究囑託	東京外國語學校	國 弘 員 人
	橫濱商業專門學校教授	山 城 章
	名古屋高等商業學校教授	藻 利 重 隆

内部監査ニ關スル調査研究 報告

昭和18年4月22日初版印刷
昭和18年4月27日初版發行
(1,000)

出文協承認
イ11013號

Ⓔ 定價金40錢

著作者 ニッポンガクウエフレンコウクワイガクウエフ
日本學術振興會學術部
コウゴフカイゼンケンキウギ
工業改善研究第16特別委員會

發行者 宮部 富三郎
東京市牛込區市ヶ谷加賀町2ノ9

印刷者 塚田 十五郎
東京市神田區神保町3ノ23

× × × ×

發 行 所

斯 文 書 院

東京市牛込區市ヶ谷加賀町2丁目9番地
振替口座東京53229番・電話牛込(34)7428番
日本出版文化協會 會員番號112161番

配給元 日本出版配給株式會社 東京市神田區淡路町2ノ9

933
275

509.5-N773



1200500744735

509.5

N773



複写

終